

定 款

株式会社イメージ・マジック

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、株式会社イメージ・マジックと称し、英文では IMAGE MAGIC Incorporated (略称 IMAGE MAGIC Inc.) と表示する。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) IoT 等を活用した製造に関するシステムおよび関連機器の企画、設計、開発、運用、販売および保守
- (2) 製造および物流の DX 化支援サービス及びコンサルティング業務
- (3) コンピューターソフトウェアおよび WEB サービスの企画、設計、開発、運用、販売、コンサルテーションおよび保守
- (4) インターネット等を利用した通信販売業務
- (5) 印刷機、生産設備、物流設備および関連機器・部材の販売、保守、レンタルおよびリース
- (6) AI 等を活用したデザイン・図形の制作
- (7) 繊維製品、文房具、雑貨等の製造、印刷加工および販売
- (8) インターネット上の広告業務
- (9) 前各号に附帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 本店を東京都文京区に置く。

(公告方法)

第4条 電子公告の方法により行う。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合には、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、7, 000, 000 株とする。

(単元株式数)

第6条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- ① 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- ② 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- ③ 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第8条** 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
 - 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

- 第9条** 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

- 第10条** 定時株主総会は、毎年7月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

- 第11条** 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年4月30日とする。

(招集権者および議長)

- 第12条** 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定められた順序により、他の取締役が招集する。
- 2 株主総会においては取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

- 第13条** 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

- 第14条** 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行
使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ご
とに当会社に提出しなければならない。

(株主総会の議事録)

第 16 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定
める事項は、議事録に記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第 17 条 当会社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

第 18 条 当会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、6名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は4名以
内とする。

(取締役の選任)

第 19 条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によ
って選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の
1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 20 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了
する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの
に関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任
期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効
力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後 2 年以
内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までと
する。

(取締役会の招集権者および議長)

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議
長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定め
た順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 22 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意がある場合は、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(業務執行の決定の取締役への委任)

第 25 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の議事録)

第 26 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

(取締役会規程)

第 27 条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(代表取締役および役付取締役)

第 28 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定し、必要に応じて、副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第31条 当会社は監査等委員会を置く。

(監査等委員会の招集通知)

第32条 監査等委員会の招集の通知は、各監査等委員に対し、監査等委員会の日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。

(監査等委員会の決議方法)

第33条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもっておこなう。

(監査等委員会の議事録)

第34条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名をする。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項については、法令または定款に定めるものほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第36条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第7章 計 算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(剩余金の配当等の決定機関)

第 40 条 剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

(剩余金の配当の基準日)

第 41 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 4 月 30 日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 10 月 31 日とする。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剩余金の配当の除斥期間)

第 42 条 期末配当金または中間配当金が支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払いの期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

以上

(附則)

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 第1条** 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、第27期定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度内において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 第27期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

- 第2条** 定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示事項とみなし提供）の削除及び定款第13条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第13条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。
- 3 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

2006年	8月22日	改定
2006年11月	7日	改定
2007年4月	9日	改定
2008年7月23日		改定
2009年8月2日		改定
2009年12月21日		改定
2009年12月22日		改定
2009年12月23日		改定
2013年6月25日		改定
2015年7月30日		改定
2017年7月27日		改定
2018年7月10日		改定
2018年7月26日		改定
2019年7月30日		改定
2021年7月29日		改定
2021年10月27日		改定
2022年7月28日		改定